

労災で受診される方へ

業務中・通勤中のケガは労働災害(労災)となります。
健康保険は利用することができません。勤務先が申請を行うため、
勤務先の上司・担当者へ必ず報告し、労災の手続きを行ってください。

- ・労災にかかる治療費は、労働基準監督署への請求となるためかかりません。
- ・一部診断書代・自費サポーターなどは、患者様負担となります。
- ・後から労災申請をした場合、書類が確認できしだい返金となります。
- ・交通事故の場合、労災か事故請求かの確認をお願いします。
- ・労災と関連のない診察は、ご自身の健康保険での負担となります。

提出していただく書類について

医療機関へ提出する書類は受診した順番によって異なります。
(公務員の方は書式が異なりますので、各職場にご確認ください。)

●ケガをして最初に受診した場合

業務中のケガ→[様式第5号](#)

通勤中のケガ→[様式第16号の3](#)

●転院し2つ目以降に受診した場合

業務中のケガ→[様式第6号](#)

通勤中のケガ→[様式第16号の4](#)

※労災の用紙は会社で記入して社印をいただきますが、必ずご本人の署名と捺印の
上当院へ提出してください。(当院より労働基準監督署へ提出となります。)